令和５年度　江別市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和５年５月２２日策定

１　目　　的

この方針は、江別市において障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成２４年法律第５０号）第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を優先的・積極的に推進することを目的とする。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、江別市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

３　対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、別表のとおりとする。

４　調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努めるものとする。

５　調達の推進方法

（１）　江別市は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。

（２）　障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、発注可能な物品等を各機関において十分に検討する。

６　調達の目標

当該年度における調達目標は、物品等について調達実績額が前年度を上回ることとする。

７　そ の 他

（１）　この方針の担当は、障がい福祉課障がい福祉係とする。ただし、物品等の発注や調達は各機関において行うものとする。

（２）　各機関は、年度終了後に３月末日における物品等の調達実績について、報告様式により、障がい福祉課障がい福祉係に報告するものとする。

（３）　調達実績については、その概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

８　施 行 日

この方針は、令和５年５月２２日から施行する。

別表

障がい者就労施設等

（１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設等 ア　就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型） イ　就労移行支援事業所 ウ　生活介護事業所 エ　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設） オ　地域活動支援センター
（２）　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づく助成を受けている小規模作業所
（３）　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令（平成２５年政令第２２号）に基づく事業所 ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社） イ　重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの） ①障害者の雇用者数が５人以上 ②障害者の割合が従業員の２０％以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％以上
（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体